

平成29年度上半期活動状況報告

— 11月8日 —

11月8日(水)東京アーバンネット大手町ビル東京會館に於いて、午前10時半より正・副会長会議を開催し、この後行われる理事会の運営内容や今後の事業活動等について意見交換を行った。11時30分より農林水産省食品流通課の幹部のご臨席もいただいて、理事会が開催され、上半期の活動状況等が報告された。



理事会で挨拶する
国分晃会長

国分晃会長挨拶

本日はご多用の中、またご遠方からも、ご参集をいただき誠にありがとうございます。

とりわけ、農林水産省からは公務ご多用の中、食料産業局 食品流通課から宮浦課長様はじめ幹部の皆様のご来臨を賜り、日頃のご指導と合わせまして誠に有難く厚く御礼申し上げます。

また、本日ご参集の皆様方には、日頃から全国各地におきまして日食協活動に多大なご協力をいただいておりますこと、重ねて心より厚く御礼申し上げます。

さて昨今の状況でございますが、国内の景気拡大は、9月で58ヶ月となり「いざなぎ景気」を超えたとされておりますが、これは海外経済の回復と金融緩和を中心としたカンフル剤、この2つの要因によって緩やかな回復基調にあるということで、強いのは公共投資と住宅投資で、個人消費は、極端に弱く物価の上昇は鈍く、消費現場では依然値下げ圧力が強い現状と認識いたしております。

食品流通におきましては、人口減少の中でオーバーストア状態にあり、またEC市場の増加からリアル店舗との競合も激しくなり、いっそう価格は上がりにくい環境になっております。

一方人手不足が深刻化し物流環境はますます厳しくなり、行政からの制度改正も相次ぎ、コスト上昇圧力が日増しに強くなっております。この人手不足についての解決策としては本格的に外国人の活用、例えば外国人技能実習制度の対象職種として「卸物流作業」を追加要請するなど我々業界として今後検討していく必要もあろうかと考えています。この件につきまして化粧品日用品雑貨卸団体である全卸連が検討し、具体的に依頼事項として経済産業省と面談し、その中で経済産業省から卸売業全体の意見もまとめてほしいという要請を受けたとのことでございます。事務局で今後異業種卸売団体と良く連携して対応していただきたいと思います。

本日は、皆様上半期の活動状況をお聞き届けの上、下半期に対してのご指導をお願いすることになりますが、特に、このたび公正取引委員会の事業者団体の独禁法コンプライアンスに関する調査結果報告に基づき、日食協として独禁法上の運営ガイドラインを明文化し整備することにいたしました。これは同業者団体の会合は、同業者が接触する場であり、独禁法上の問題が

生ずるリスクをとまなうことから、体制を整備しておく必要があり、事業者団体として健全な発展に制約がないよう、また日食協活動への積極的参加を躊躇することがないよう正しく事業者団体活動を理解していただくよう配慮したものです。

後ほどご審議をよろしくお願いします。

はなはだ簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。



理事会で挨拶する農
林水産省食料産業局
食品流通課長
宮浦浩司氏

理事会議事録

開催日時 平成29年11月8日(水) 11時30分～14時00分
場 所 LEVEL21 東京會館 シルバールーム
東京都千代田区大手町 2-2-2 アーバンネットビル21階
理事総数 23名 監事総数 2名
出席理事数 20名 出席監事数 2名
議 案 第1号議案 上半期の事業活動報告及び下半期事業活動に関する件
第2号議案 その他
開 会 奥山専務理事の司会により開会、はじめに配布した資料を確認、続いて國分晃会長より開会に当たり挨拶があった。

続いて司会者より本日の来賓者を紹介する。

農林水産省食料産業局食品流通課	課長	宮浦 浩司 様
同じく	課長補佐	平野 靖幸 様
同じく (当社担当窓口)	係長	長東 正則 様

引き続き来賓を代表し、農林水産省食料産業局食品流通課 宮浦課長より挨拶があった。

出欠状況	理事総数	23名	出席理事	20名	欠席理事	3名
	監事総数	2名	出席監事	2名	出席計	22名

司会者が資料に基づき出欠状況を報告、会の成立とともに定款第31条第1項の規定に則り國分会長に議長をお願いした。

これを受けて議長は議事に入った。

第1号議案 上半期の事業活動報告及び下半期事業活動に関する件

議長は第1号議案について報告するよう事務局に命じた。

報告に際し奥山専務は、定款第22条5項に規定されている会長・副会長及び専務理事の職務遂行状況報告について当理事会における事業報告をもってこれにあてる旨を説明し、続いて以下の事項を通して報告した。

- 1 会員動向
- 2 コンプライアンスに基づく日食協運営ガイドライン(案)の件

- 3 加工食品卸売業の共同配送推進の手引き(案)の件
- 4 消費税軽減税率制度への対応について
- 5 トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドラインについて
- 6 平成30年度税制改正等の要望書について
- 7 2017年度環境自主行動計画の調査票提出について
- 8 フードディストリビューション2017開催結果について
- 9 上半期収支決算報告

続いて議長は 升本監事に対し、9「上半期収支決算報告」に関する監査報告を求めた。

升本監事は10月18日に事業活動の報告を受け、会計帳簿とそれに関する帳票・証憑について調査を実施、対象事業期間の計算書類及び付属明細書について、すべて法令並びに定款に従い適正に処理され、法人の財産及び損益について正確に示していることを認めたと報告した。

ここで議長は、まず「コンプライアンスに基づく日食協運営ガイドライン(案)」について、質問、意見等を求めたが、満場異議無しとの声と拍手をもって承認された。

次に「加工食品卸売業の共同配送推進の手引き(案)」について、質問、意見等を求めたが、これも満場異議なしとの声と拍手をもって承認された。

続いて上半期収支決算報告の内容について、質問、意見等を求めたが、満場異議無しとの声と拍手をもって承認された。

第2号議案 その他

議長は第2号議案「その他」に関し、理事各位から発表事項はないか尋ねたが特になかったので事務局に対して報告事項があれば報告するよう指示し、事務局から今後の主なスケジュールについて説明を行った。

理事会 平成30年3月29日(木)

理事会(書面決議) 平成30年4月

理事会及び定時総会 平成30年5月31日(木)

これをもって議事のすべてが終了したので議長は理事会の終了を宣した。



理事会 会場

コンプライアンスに基づく運営ガイドライン

平成29年11月8日制定

一般社団法人日本加工食品卸協会(以下「協会」という)は、協会が行う諸活動が、コンプライアンスの考え方に基づいて行われるよう、協会及び協会が行う諸活動への参加者に周知徹底することを目的としてコンプライアンスに基づく日食協の運営ガイドライン(以下「本ガイドライン」という)を制定する。

1. 定義

コンプライアンスとは、法令はもとより、社会が要請する価値感・倫理観も遵守し、誠実に行動することをいう。

2. 適用範囲

本ガイドラインは、協会におけるすべての活動に適用される。

3. コンプライアンスの担当部署及び責任者

コンプライアンス担当部署は、協会の執行運営委員会とし、協会におけるコンプライアンスの徹底を図るための重要方針の審議、立案及び方針に沿った活動を推進する役割を担う。

また、必要に応じて、法務研究会と連携して国内外の関連法令や社会情勢などのコンプライアンスに関する情報の収集と分析及び教育研修等を行うものとする。

なお、協会専務理事(以下「専務理事」という)をコンプライアンス担当部署の責任者とする。

4. 協会の運営

1) 会議、研修会等の諸活動の運営

協会が運営する会議、研修会等の諸活動については、「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」などの指針及び法令に従い、違反とならない内容とする。

2) 議題及び資料の作成

会議、研修会等の諸活動における議題及び資料は、コンプライアンスの観点から問題となるおそれのある内容が含まれていないかについて、当該会議の議長(以下「議長」という)または専務理事が事前に確認し、その上で会議資料を関係者に配布する。

3) 会議の際の議事進行

議長は、会議開始にあたって、次のコンプライアンス宣言を行った上で、会議を開催する。

「私たちは、協会の定めるコンプライアンスの定義に基づき、法令に違反しかねない議論または発言は行いません」

万一、コンプライアンス上不適切と思われる議論または発言があった場合には、議長及び専務理事は発言者に対し、注意を促す等の措置を講ずるものとし、それにもかかわらず、発言者が発言を中止しなかった場合、議長及び専務理事は当該発言者に対する退席の指示又は当該会議の終了を宣言し、当該終了事由を議事録に記録する。併せて、コンプライアンス担当部署にその旨を報告する。

4) 議事録の作成と管理

議事録は、原則として各委員会やワーキンググループの委員が作成する他、総会、理事会の議事録は定款に沿って事務局が作成し、署名押印する。また議事録は事務局が一元管理し、協会の文書保存規定に従い保存する。ただし、議事録を作成しない場合であっても、適切な対応を行った旨を記録する。

5) 懇親会

会議、研修会等の諸活動への参加者等の懇親を目的に主催する会合（以下「懇親会」という）には専務理事もしくは事務局員が参加し、コンプライアンス上問題のない懇親会が開催されていることを確認する。

万一、不適切な言動等があったと認められる場合には、専務理事もしくは事務局員は是正措置をとった上で、コンプライアンス担当部署にその旨を報告する。

なお、懇親会に限らず、協会が主催するすべての活動についても同様とする。

5. 調査・統計業務

1) 目的

協会が実施する種々の調査・統計業務は、我が国の加工食品流通における実態を広く社会に公表することで、これら調査・統計業務等に参加・協力する会員の経営資料並びに業務運営の参考資料に供する基礎資料としての活用を目的とする。

2) 調査・統計業務情報の収集・管理

- i) 調査・統計業務情報の収集・管理、提供業務は、協会事務局員が行うものとする。
- ii) 調査・統計業務に携わる事務局員は、協会が会員から収集した情報が外部に流出しないよう厳重な情報管理を行う。

6. 研修

1) 事務局の研修

協会は、以下の点を認識し、事務局員に対し、コンプライアンスに関する研修を必要に応じて実施し、各人の知識の向上に努める。

- i) 協会の活動は、競合各社が接触する機会を提供することが多く、コンプライアンス上のリスクを常に有していること。
- ii) 事務局員は、コンプライアンス意識を高く持ち、適法性の観点から意見を表す立場であることを期待されていること。

2) 会員への周知徹底

協会は、本ガイドラインを協会ホームページに公開し、会員への周知徹底を図るものとする。併せて、コンプライアンスに関する研修を必要に応じて実施し、会員の知識向上に努める。

7. ガイドラインの改廃

本ガイドラインの改廃は、理事会の決議による。

(付則)

本ガイドラインは、平成29年11月8日から実施する。